

## 東浦町公共施設アダプトプログラム（里親制度）実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、身近な公共空間である道路、河川、公園等の公共施設（以下「公共施設」という。）の美化及び保全について、町民、事業者、団体等（以下「町民等」という。）がボランティアとなって活動するアダプトプログラム（里親制度）の実施に関し必要な事項を定めることにより、町民等と町の協働による快適なまちづくりを推進することを目的とする。

### （届出）

第2条 里親になろうとする町民等は、自ら美化及び保全しようとする公共施設の範囲を定め、町長に申込書（様式第1号）を提出しなければならない。この場合において、里親になろうとする町民等の構成員は、2名以上とする。

2 里親の構成員に変更があった場合は、里親の代表者は町長に変更届を（様式第2号）を提出しなければならない。

3 里親が、これを辞退する場合は、里親の代表者は町長に辞退届（様式第3号）を提出しなければならない。里親の構成員が1人になった場合も同様とする。

### （合意書の取り交わし等）

第3条 町長は、前条第1項の申込みがあった場合において、その内容を相当と認めるときは、当該町民等と合意書（様式第4号）を取り交わすものとする。

2 前項の合意書を取り交わした町民等は、次に掲げる書類を町長が指定する時期に町長に提出しなければならない。

（1）東浦町社会活動災害補償保険に係る書類

（2）年間活動報告書（様式第5号）

### （里親の役割）

第4条 里親が行う公共施設の美化及び保全活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集及び除草

（2）樹木等の維持管理

（3）当該公共施設の破損等に関する情報提供

（4）その他当該公共施設の美化及び保全に必要な活動

2 収集したごみ、草等（以下「ごみ等」という。）は、分別をして里親が処分しなければならない。ただし、ごみ等が大量である場合や処理困難物等である場合であつて、これにより難しいときは、町長の指示する方法により廃棄するものとする。

### （町の役割）

第5条 町長は、里親が行う活動に対し、次に掲げる事項を行うものとする。ただし、第3号に掲げるアダプトサイン（里親の名称表示板をいう。以下同じ。）については、管理区域内の公共施設に設置できる場合であつて、希望する里親の構成員が4名以上であるときに、設置するものとする。

（1）美化及び保全活動に必要な物品の支給

（2）東浦町社会活動災害補償保険の適用

(3) アダプトサインの設置

(4) その他活動に必要な事項

2 第3条の合意書において、里親が美化及び保全する公共施設の管理者が東浦町以外の者であるときは、町長は、当該公共施設の管理者と協議し、事前にその承諾を得るものとする。

(顕彰)

第6条 町長は、里親が行う活動が特に優れていると認められる場合は、当該里親を顕彰することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アダプトプログラムの実施に関し必要な事項は、別に町長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



様式第2号（第2条関係）

アダプトプログラム変更届

年 月 日

（あて先）東 浦 町 長

名 称

代表者住所

代表者氏名

年 月 日付け申込みをしたアダプトプログラムの里親について、下記のとおり構成員に変更がありましたので、届出ます。

記

構成員変更名簿

氏 名	住 所	電話番号	備 考

記載上の注意事項：備考欄に新規に参加される方は「参加」、参加ができなくなった方は「不参加」と記入してください。

様式第3号（第2条関係）

アダプトプログラム辞退届

年 月 日

（あて先）東 浦 町 長

名 称

代表者住所

代表者氏名

年 月 日付けで、合意書を取り交わした下記の公共施設のアダプトプログラムの里親を辞退したいので、届出ます。

記

1 美化及び保全する公共施設

2 美化及び保全終了希望年月日

年 月 日

## 合 意 書

（以下「甲」という。）と東浦町とは、東浦町公共施設アダプトプログラム実施要綱第3条の規定に基づき、下記の事項について合意したことを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

### 記

1 甲が美化及び保全する公共施設

2 甲が果たす役割

- (1) 空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集及び除草
- (2) 樹木等の維持管理
- (3) 施設の破損等の情報提供
- (4) その他美化及び保全に必要な活動

3 町の役割

- (1) 美化及び保全活動に必要な物品の支給
- (2) 東浦町社会活動災害補償保険の適用
- (3) アダプトサインの設置

（東浦町公共施設アダプトプログラム実施要綱第5条ただし書に規定する場合に限る。）

- (4) その他活動に必要な事項

4 その他

- (1) 甲は、年間活動報告書を各年3月末日までに町へ提出する。

年 月 日

名 称

代表者住所

代表者氏名

㊟

知多郡東浦町

住 所 知多郡東浦町大字緒川字政所20番地

代 表 者 東浦町長

㊟

